

物 件 調 書 （ 追 加 資 料 ）

物件番号 1

所 在 地 番	一宮市大浜二丁目 4 番 7			予定価格	50,280,000 円
住 居 表 示	有	面 積	689.63 m ²	地 目	宅地
参 考 事 項	- 入札のしおり 10 ページ「物件番号 1 の物件調書」の「接面道路の幅員及び構造」欄について、南東側と北西側の市道名称に誤りがありましたので、以下のとおり修正します。 （正）南東側 市道 K0153 号線（幅員約 8.0m、舗装） 北西側 市道 K0154 号線（幅員約 4.0m、舗装） （誤）南東側 市道 K0153 線（幅員約 8.0m、舗装） 北西側 市道 K0154 線（幅員約 4.0m、舗装） - 入札のしおり 11 ページ「物件番号 1 の物件調書」の「参考事項欄」の上から 9 行目に「汚水雑排水管、給水管」と記載していますが、管径を追加し「汚水雑排水管（管径 150 mm）、給水管（管径 40 mm）」とします。				

※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者御自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

所 在 地 番		一宮市大浜二丁目 4 番 7			予定価格	50,280,000 円	
住 居 表 示		有		面 積	689.63 m ²	地 目	宅地
形 状		実測図のとおり		道 路 と の 高 低 差		無	
接面道路の幅員及び構造		南東側 市道 K0153 号線（幅員約 8.0m、舗装） 北西側 市道 K0154 号線（幅員約 4.0m、舗装）					
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化区域					
	建築基準法	用途地域	工業地域		斜線制限	道路斜線、隣地斜線	
		建ぺい率	60%		日影規制	無	
		容積率	200%		防火地域	準防火地域	
		高度制限	無				
	その他	都市計画法第 29 条（開発行為の許可）、都市再生特別措置法第 108 条（一宮市立地適正化計画）、宅地造成及び特定盛土規制法第 12 条（宅地造成等に関する工事の許可）					
私道の負担等に関する事項		私道負担	無				
		道路後退	無				
施設整備状況				接面道路配管	事業所名		電話番号
		電 気	有	—	中部電力パワーグリッド(株) 一宮支社		0120-929-708
		上 水 道	有	北西側 50mm 南東側 100mm	一宮市水道お客さまセンター		0586-28-8622
		下 水 道	有	北西側 300mm 南東側 900mm			
		都 市 ガ ス	有	北西側 100mm 南東側 150mm	東邦ガスネットワーク（株）		0570-01-0104
交 通 機 関		バ ス	名鉄バス「大浜二丁目」停留所より北西 150m・徒歩 2 分				
		鉄 道	J R 東海道線「尾張一宮」駅より北東 1,700m・徒歩 22 分				
公 共 機 関 〔物件からの直線距離〕		市役所	一宮市役所	南西方約 880m	保育園	貴船保育園	北東方約 300m
		小学校	貴船小学校	北西方約 160m	中学校	北部中学校	北西方約 300m
		郵便局	一宮別明郵便局	北東方約 400m	警察署	一宮警察署 大浜交番	北東方約 110m
		医療機関	宮地内科医院	南西方約 390m	金融機関	いちい信用金庫 神明津支店	南東方約 370m
参 考 事 項		・ 警察本部一宮待機宿舍の跡地です。 ・ 500 平方メートル以上の開発行為をしようとする場合は、都市計画法による開発許可が原則として必要になりますので、一宮市建築部建築指導課(0586-28-8646)へ御相談ください。					

(残置の状況)

- ・敷地北西側において、境界コンクリートを残置しています。
- ・敷地北西側において、仮囲い（片開き門扉共）、ペットの糞禁止標識、立入禁止標識を残置しています。
- ・敷地周囲において、土堰堤^{どえんてい}を残置しています。
- ・敷地南西及び北東側において、木柵（トラロープ）を残置しています。
- ・敷地南東側において、仮囲い、ペットの糞禁止標識、タタキを残置しています。
- ・敷地内において、空掘り側溝、沈砂池、排水管を残置しています。
- ・敷地東側において、トラップ桝、汚水雑排水管（管径 150 mm）、給水管（管径 40 mm）、給水止水栓、ブロックを残置しています。

(越境の状況)

- ・敷地北西側（100 番 3）において、境界コンクリートが北西側隣接地に越境しています。隣接地所有者である一宮市から、落札者が越境物の改修を行うなどの際には、越境を解消するよう求められています。
- ・敷地南西側において、南西側隣接地（4 番 14）のコンクリートタタキ、広告塔、室外機、引込線の一部が敷地内に越境しています。落札者が越境物の取扱について協議を求めた場合は、その協議に応じる旨、隣接地所有者に確認しております。
- ・敷地東側において、タタキ及びブロックの一部が東側隣接地（4 番 13）に越境しています。隣接地所有者から越境物の取扱について協議を求められた場合は、落札者はその協議に応じる必要があります。
- ・敷地東側において、東側隣接地（4 番 11、4 番 15）の樹木の枝、ブロック塀及び庇の一部が敷地内に越境しています。落札者が越境物の取扱について協議を求めた場合は、その協議に応じる旨、隣接地所有者に確認しております。

(その他)

- ・東側隣接地（4 番 13）との境界（K-4～K-5）については、令和 5 年度に地積更正登記を行っておりますが、このときは代理人が立ち会っており、隣接地所有者が直接立ち会っておりません。

造成宅地防災区域	土砂災害警戒区域	津波災害警戒区域
区域外	区域外	区域外

水害ハザードマップ		
洪水	内水	高潮
浸水深 0.5m～3.0m未満	未整備	浸水想定なし

(現況有姿での引渡しとなります。)

※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者御自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

調査時点が特記されていない事項は、令和 7 年 4 月の状況を記載しています。